



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 沢 井 製 菓 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 澤井 光郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問合せ先 理事 経営管理部長 末吉 一彦
(TEL. 06 - 6105 - 5711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役に必要な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設するとともに、定款 28 条以下を 1 条ずつ繰り下げるために所要の変更を行うものです。また、定款第 27 条の新設に伴い、内容の整合をはかるため、現行定款第 34 条（社外監査役との責任限定契約）の修正を行うものです。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 1 条～第 26 条 (省略)	第 1 条～第 26 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 27 条 (社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 27 条～第 33 条 (省略)	第 28 条～第 34 条 (現行どおり)
第 34 条 (社外監査役との責任限定契約)	第 35 条 (社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 （省略）	当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u> 第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 （現行どおり）
--	--

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 22 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 22 日（金）

以 上